



平成15年9月19日
日本原子力発電株式会社

東海発電所原子炉解体届の変更届の提出について

当社、東海発電所（炭酸ガス冷却型）は、平成13年10月4日に原子炉解体届を経済産業省に提出し、同年12月4日より廃止措置に着手しておりますが、タービン建屋領域設備撤去作業の一部見直しに伴い、本日、実用炉規則に基づき原子炉解体届の変更届を経済産業省に提出しました。

なお、固体廃棄物の推定発生量のうち、廃棄物の総量は変わりありませんが「放射性廃棄物でない廃棄物」の発生時期について、変更しましたのでお知らせします。

また、地元自治体との安全協定に基づき、原子力施設使用廃止変更報告書を茨城県、東海村及び隣接市町に提出しております。

参考資料 固体廃棄物の推定発生量

以上

(参 考)

固体廃棄物の推定発生量

単位：トン

放射性物質濃度の レベル区分		第１期工事	第２期工事	第３期工事	合 計
低レベル放射性廃棄物	放射性物質濃度の 比較的高いもの 〔レベルⅠ〕	0	0	1,550	約1600
	放射性物質濃度の 比較的低いもの 〔レベルⅡ〕	10	560	7,840	約8,500
	放射性物質濃度の 極めて低いもの 〔レベルⅢ〕	10	60	8,010	約8,100
	〔小計〕 約18,100				
放射性物質として 扱う必要のない廃棄物※１		2,070	4,090	39,190	約45,400
放射性廃棄物でない 廃棄物	変更前	9,360	2,980	116,290	約128,700
	変更後	9,310 ※２	2,980	116,350 ※２	約128,700
合 計	変更前	約11,500	約7,700	約172,900	約192,000
	変更後	約11,400 ※２	約7,700	約173,000 ※２	約192,000

解体後除染処理後の物量を示す。

- ※１ 原子力安全委員会報告で示された放射性物質として扱う必要のない物に該当するもの。制度整備されるまではレベルⅢと同等の管理を行う。
- ※２ 第１期工事のうち、今年度実施しているタービン建屋領域設備撤去工事において、撤去予定であったタービン建屋内一部フロア等の撤去を、第３期工事に延期することとした。